

誓 約 書

幼保連携型以外の認定こども園の認定にあたり、申請者は下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第五号までに該当しないことを誓約します。)

記

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第3条第5項）

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 申請者が、法及び次の①～⑫の法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律)

①学校教育法 ②児童福祉法 ③教育職員免許法 ④生活保護法 ⑤社会福祉法⑥社会福祉士及び介護福祉士法 ⑦介護保険法 ⑧児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ⑪障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ⑫子ども・子育て支援法

三 申請者が、次の①～③の法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（労働に関する法律）

①労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項除く。）の規定により適用される場合を含む）

②最低賃金法第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定

③賃金の支払いの確保に関する法律第18条の規定及び同条の規定に係る第20条の規定

四 申請者が、法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員、又はその事業を管理する者又は幼保連携型以外の認定こども園の長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。）。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、四に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 次の（１）～（３）のいずれかに該当する者で、申請者の重要な事項に係る意志決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意志決定に関与している者であり、かつ、認定こども園の設置者である者が、法第７条第１項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して５年を経過しない者。

（１）申請者の親会社等であって、次の①～④に該当する者

- ①申請者の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超える者
- ②申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- ③申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- ④申請者の事業の方針の決定に関して、これらの者と同等以上の支配力を有すると認められる者

（２）申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者であって、次の①～④に該当する者

- ①申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超える者
- ②申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- ③申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- ④事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者

（３）申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者であって、次の①～④に該当する者

- ①申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超える者
- ②申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- ③申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- ④事業の方針の決定に関する申請者の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者

六 申請者が、認定の申請前５年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者

七 申請者が、法人で、その役員等のうち一から四まで又は六のいずれかに該当する者のある者

八 申請者が、法人でない者で、その管理者が一から四まで又は六のいずれかに該当する者

令和 年 月 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

申請者 所在地

法人名及び代表者名

（署名または記名押印）